

令和5年度

安房保健所（安房健康福祉センター）

# 主 要 施 策

## 令和5年度安房保健所（安房健康福祉センター）主要施策

総務企画課

事業名	事業内容	備考
1 医療施設に対する立入検査事業	病院及び診療所の監視をきめ細かく行うことにより、充実した医療サービスを提供できるよう指導・助言等の強化を図る。	(医療施設に対する立入り検査) 令和4年10月～令和5年2月
2 薬事監視指導事業	薬局や医薬品販売業を対象にした医薬品等一斉監視、また医療機器販売業者を対象にした医療機器一斉監視を実施し、管内の薬事関係施設の適正な運営の推進を図る。(県計画における目標：薬局等 80件、配置従事者 10箱、高度機器 30件) また、毒物劇物販売業の監視についても並行し、毒物劇物等に起因する事故・事件の発生の防止を図る。(県計画における目標：60件)	(医薬品等一斉監視) 令和4年7月～12月 (医療機器一斉監視) 令和4年7月～12月 (一斉の目標は県計画とほぼ同じ)
3 薬物乱用防止事業	1 不正大麻・けしの撲滅運動を実施。特に自然発生しやすいアツミゲシ等の「植えてはいけないけし」の抜去に努め、管内住民からの情報提供があれば迅速に対応。 2 管内の薬物乱用防止指導員15名から構成される千葉県薬物乱用防止指導員安房保健所地区協議会の開催及び啓発資材を活用した啓発活動を実施し、正しい知識の普及を図る。	令和4年4月～5月の期間で346本のけし抜去
4 献血推進事業	令和4年度における管内の献血目標は400ml献血1,325名、200ml献血41名であり、目標達成のため各市町及び諸団体と連携して組織的な献血体制を整備するとともに、地域住民に対する啓発に努める。	平時は、献血関係の協議会の開催あり
5 地域保健の総合的推進に関する企画調整	1 安房健康福祉センター運営協議会の開催 地域保健法第11条に基づき、所管区域内の地域保健および保健所運営に関する事項の審議を行う。 2 安房地域保健医療連携・地域医療構想調整会議の開催 県保健医療計画の改定や地域医療構想等の保健医療に関する施策に関して関係者が具体的な連携について協議をする場として設置。開催・協議結果についてホームページで公表。	

事業名	事業内容	備考
6 調査・研究の推進	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域が抱える健康課題解決のための調査・研究を推進し、各施策に反映させる。</li> <li>2 厚生労働省統計調査（人口動態調査、病院報告、医療施設動態調査、国民生活基礎調査、三師届・業務従事者届等）の実施</li> </ol>	
7 情報の収集・整理及び提供	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 人口動態統計等既存資料の解析</li> <li>2 事業年報及び保健所（健康福祉センター）だより（年2回）の発行</li> <li>3 ホームページ及び総合相談窓口による情報の提供</li> </ol>	事業年報12月発行 保健所（健康福祉センター）だより 8月・2月発行
8 保健・医療・福祉の連携の充実強化	保健・福祉サービス調整推進事業 保健・医療・福祉等関係者の連携強化と人材確保・資質の向上に係る事業を実施し、在宅療養者に対する支援体制の推進を図る。保健・医療・福祉等関係者への研修会の開催。	
9 地域保健従事者等への研修	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 看護・栄養学生等の健康福祉センター実習</li> <li>2 管内医療機関研修医の研修</li> </ol>	
10 地域防災対策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害医療体制の整備</li> <li>2 千葉県災害対策本部安房支部運営要綱に基づく体制整備</li> </ol>	

## 令和5年度安房保健所（安房健康福祉センター）主要施策

地域保健課

事業名	事業内容	備考
1 保健師関係指導事業	<p>1 保健師等の現任教育体制づくりを支援する。</p> <p>(1) 統括的立場にある保健師連絡会議</p> <p>(2) 管内保健師業務連絡研究会</p> <p>(3) 安房地域看護管理者研修会</p> <p>(4) 所内保健師業務連絡研究会</p>	
2 難病法に基づく事業	<p>1 指定難病医療費助成制度の申請請求に対し速やかな受付業務を実施する。</p> <p>2 難病患者の在宅療養を支援する。</p> <p>(1) 保健師や訪問相談員等による家庭訪問や窓口相談の充実</p> <p>(2) 療養上の不安解消と QOL の向上を目的とした患者、家族のつどいの実施</p> <p>(3) 療養支援体制の整備を目的とした難病対策地域協議会の実施</p> <p>(4) 安房地域難病相談支援センターとの連携強化</p> <p>(5) 災害対策の強化</p>	
3 母子保健事業	<p>1 安房地域における母子保健の支援を充実するため、広域的な母子保健・医療・福祉・学校関係者との連携強化を図る。</p> <p>(1) 母子保健推進協議会の開催（担当者会議 1 回、協議会 1 回、研修会随時）</p> <p>(2) 思春期相談の実施</p> <p>(3) 小児慢性特定疾病等長期療養児への療育支援</p>	<p>・各市町の母子保健担当者と担当者会議を開催。</p> <p>母子保健の課題確認を行い、協議会につなげていく。また、必要時研修会を実施。</p> <p>・思春期相談は14回実施</p>

事業名	事業内容	備考
4 成人・老人保健事業	<p>1 生涯にわたる健康づくりを目指し、地域・職域連携推進事業において情報共有を図り、連携協力体制の推進を図る。</p> <p>(1) 安房保健所地域・職域連携推進協議会作業部会  (2) 安房保健所地域・職域連携推進協議会  (3) 共同事業</p>	<p>ロコモティブシンドローム予防をテーマに、協議会1回、作業部会2回、共同事業として関係機関と普及啓発に取り組んでいく。</p>
5 総合的な自殺対策推進事業	<p>1 自殺予防に関する住民への啓発と相談窓口の充実。</p>	<p>安房地域心の健康のつどいと合わせた啓発活動予定</p>
6 肝炎対策事業	<p>1 千葉県肝炎治療特別促進事業の申請に対し速やかな受付業務を実施する。</p>	
7 給食施設指導事業	<p>1 集団指導を積極的に実施し施設間のネットワークづくりにつなげ、自主的な栄養管理及び衛生管理の強化を図る。</p> <p>2 管理栄養士や栄養士が配置されていない施設について配置指導を強化し、健康づくりを推進する。</p> <p>3 利用者に生活習慣病予防を中心とした健康づくり・栄養教育の充実が図れるよう必要な助言・指導を行う。</p>	<p>給食施設個別巡回指導令和5年4月～令和5年9月  給食施設研修会(2回)実施予定</p>
8 健康づくり推進事業 (健康ちば21の推進)	<p>1 「健康ちば21(第2次)」の目標を達成するため、市町・関係団体・地域住民等総合的に健康づくりのための支援を行う。</p>	<p>健康ちば協力店の普及・啓発活動実施予定</p>

事業名	事業内容	備考
9 精神保健福祉事業	1 精神保健福祉相談と訪問援助 2 医療及び保護に関する精神保健福祉法施行業務 3 市町村への協力及び連携 4 普及啓発 5 精神障害者の退院後支援	・安房地域心の健康のつどいと合わせた啓発活動 ・千葉県精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業（業務委託）について、受託事業所とともに取り組んでいく（代表者会議1回ほか）。
10 改正健康増進法に基づく受動喫煙対策	1 改正健康増進法に基づき、適切な受動喫煙対策の推進を図る （1）通報や相談に適切に対応する （2）受動喫煙対策の周知を図る	随時リーフレットを配付

## 令和5年度安房保健所（安房健康福祉センター）主要施策

地域福祉課

事業名	事業内容	備考
1 地域福祉事業	<p>1 千葉県地域福祉支援計画の着実な推進を図り、誰もが、ありのままにその人らしく地域で暮らすことができる「地域福祉」の実現を目指す。</p> <p>(1) 中核地域生活支援センターの活動支援</p> <p>(2) 市町地域福祉計画の策定支援</p>	
2 児童福祉事業	<p>1 児童の健全育成と福祉の推進を図るため、各種手当を支給するとともに、家庭相談員を配置し、家庭児童福祉の相談、支援を行う。</p> <p>(1) 特別児童扶養手当(4市町)・児童扶養手当(鋸南町)の支給</p> <p>(2) 家庭相談員による家族における児童養育の相談及び学校・市町等関係機関との連携強化</p>	
3 母子父子寡婦福祉事業	<p>1 母子及び父子家庭または寡婦の経済的自立と生活意欲の向上並びにその児童の福祉の推進を図るため、各種福祉資金の貸付を行う。また鋸南町において生活全般の相談、就労支援を行う。</p>	
4 配偶者暴力相談支援事業	<p>1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、配偶者暴力相談支援センターとして、DV専門相談員が被害女性の相談を行うとともに、安全確保、保護命令制度の利用等の必要な情報提供、支援を行う。</p>	
5 老人福祉事業	<p>1 千葉県高齢者保健福祉計画の着実な推進を図り、高齢者一人ひとりが、生まれ育った地域、住み慣れた地域で、安心して暮らしていける社会の実現を目指す。</p> <p>(1) 介護保険事業の推進 介護保険事業支援計画（高齢者保健福祉計画）策定支援</p> <p>(2) 老人福祉法に基づく入所等に関する指導</p>	

事業名	事業内容	備考
6 障害者（児）福祉事業	<p>1 千葉県障害者計画の着実な推進を図り、障害者（児）の福祉の増進を図る。 また、指導員を配置し誰もが暮らしやすい社会づくりを推進する。</p> <p>(1) 地域自立支援協議会との連携 (2) 広域専門指導員が「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づき、障害者（児）差別等の解消のための相談を行う。 (3) 在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当給付事業費補助 (4) 重度障害者（児）日常生活用具取付費補助</p>	
7 生活困窮者自立支援事業	<p>1 生活困窮者自立支援法に基づき生活保護に至る前の段階で自立の促進を図る。</p> <p>(1) 支援調整会議で自立相談支援機関が作成した支援計画の協議及び検証や関係機関との連携、調整を図る。 (2) 住宅費の援助により自立が図られる者に対し、生活保護基準の範囲内で住宅費を支給する。</p>	生活困窮者自立支援調整会議 毎月1回開催
8 生活保護事業	<p>1 生活保護法に基づき鋸南町の保護事務を担当する。</p> <p>2 所内及び関係機関と連携するとともに、きめ細かな訪問活動を継続し、ケースに応じた適切な支援に努め、ケース処遇の向上を図る。</p>	



## 令和5年度安房保健所（安房健康福祉センター）主要施策

健康生活支援課

事業名	事業内容	備考
1 感染症予防事業	<p>1 感染症発生時に、関係機関等と連携して速やかに積極的疫学調査を実施し、感染の拡大防止を図る。</p> <p>2 県内及び管内における感染症の発生状況などを医療機関、社会福祉施設等に対して、定期的にメールマガジンで情報提供を行う。</p>	
2 結核対策事業	<p>1 結核のまん延防止のため、患者管理と二次感染の防止を徹底する。</p> <p>(1) 患者管理</p> <p>ア 結核患者の個別支援（結核医療費の公費負担、服薬支援）</p> <p>イ 管理検診の実施</p> <p>(2) 接触者健診の実施</p>	
3 エイズ予防事業	<p>1 HIV 感染を早期に発見し、治療につなげるため、無料・匿名の検査を定期的実施する。</p> <p>2 「HIV 検査普及週間」、「世界エイズデー」など機会を捉えて、エイズに関する正しい知識の普及啓発を行う。</p>	
4 食品衛生事業	<p>1 食品による健康被害を未然に防止するため、食品機動監視課と連携して、食品営業施設に対する監視・指導を行うとともに、管内に流通する食品の検査を実施する。</p> <p>2 食品営業者に対して衛生教育を行うとともに、食中毒が多発する夏期及び食品の流通量が増加する夏期及び年末に、食中毒予防の広報啓発を行う。</p>	

事業名	事業内容	備考
5 狂犬病予防事業	1 市町、警察と連携し、逃走犬、放し飼い犬等の保護・捕獲を行い、犬に起因する危害の発生を防止する。	
6 動物愛護管理事業	<p>1 犬猫の飼い方に関する個別相談や、「動物の正しい飼い方推進月間」、「動物による危害防止対策強化月間」などの機会を通じて、動物愛護及び適正飼養の普及啓発を行う。</p> <p>2 動物取扱業の登録及び指導を行うとともに、動物取扱責任者に対する講習会を開催する。</p>	
7 環境衛生事業	<p>1 生活衛生関係営業施設（興行場、旅館、公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所）の衛生水準の維持向上を図るため監視指導を行うとともに、業者による自主管理の推進を指導する。</p> <p>2 管内には県内で最も多くの旅館等の宿泊施設があるため、施設向けにレジオネラ症対策衛生講習会を開催する。</p>	

## 令和5年度安房保健所（安房健康福祉センター）主要施策

### 検査課

事業名	事業内容	備考
試験検査事業	健康危機管理対策及び「千葉県検査業務運営要領」に基づく各種試験検査を実施する。	
1 臨床検査	(1) エイズ等性感染症予防対策事業・ウイルス性肝炎対策事業による検査 ・エイズ抗体検査 ・梅毒抗体検査 ・B型肝炎ウイルス抗原検査 ・C型肝炎ウイルス抗体検査 (2) 原爆被爆者対策事業 ・定期健康診断に伴う尿検査 (3) 結核予防事業による喀痰検査 ・結核菌(塗抹・培養)検査 (4) 腸内細菌検査(検便) ・腸管出血性大腸菌O157検査 ・赤痢菌・チフス菌・パラチフス菌・サルモネラ属菌検査	原則毎月第1・3月曜日  計画実施  計画実施  原則毎週 火曜日
2 食品衛生検査	(1) 食品機動監視課が収去した食品の細菌等の検査	計画実施
3 健康危機管理検査	(1) 三類感染症発生時の患者・接触者等の調査に伴う検査 (2) 食中毒・有症苦情等発生時の調査に伴う検査	発生時対応 発生時対応
4 精度管理	(1) 食品衛生検査業務の信頼性を確保するため、内部精度管理の実施及び外部精度管理調査の受験	計画実施

## 令和5年度安房保健所（安房健康福祉センター）主要施策

### 食品機動監視課

事業名	事業内容	備考
<p>食品衛生事業</p> <p>1 食品営業施設に対する監視指導事業</p>	<p>(1) 食品等の安全性を確保するために、千葉県食品衛生監視指導計画に基づき、大型スーパー、大規模宿泊施設、主要食品製造業を中心に重点的な食品衛生監視を実施し、法令や衛生規範の順守確認、衛生指導を実施する。</p> <p>(2) 健康生活支援課・鴨川地域保健センターと共同で地域別に移行許可施設監視や食中毒の原因調査を実施し、衛生措置により拡大・再発の防止をする。</p> <p>(3) 集団食中毒予防の観点から、学校、老人福祉施設等の特定給食施設の監視指導及び衛生教育を実施する。</p> <p>(4) 制度化された、HACCPに沿った衛生管理の周知、導入指導、技術的助言を食品事業者に対し行う。</p>	
<p>2 食品の収去検査</p>	<p>(1) 流通販売されている食品を収去し、保健所及び衛生研究所で検査（細菌検査・理化学検査）を実施し、不適切な食品については、衛生措置と製造方法や表示等について改善指導を行い、違反・不良食品を排除し、食品による事故防止に努めている。</p> <p>また、給食施設や宿泊施設においてはその調理品の収去検査を実施し、その結果を基に食品の取り扱いや調理作業工程等について衛生指導を行う。</p> <p>(2) 管内は農水産物の生産が多く、また豊富な観光資源を生かした観光産業が盛んで、年間を通して観光客の集客があり、農水産物加工品や土産物産品の種類も多岐にわたっている特徴がある。それらの安全と安心を確保するために、製品の成分規格や表示違反食品の排除を行う。</p>	